

【共通問題 第1問】

取締役会設置会社であるA株式会社（以下、「A社」という）は、工作機械等の製造を主な事業内容とする機械メーカーである。A社は、B株式会社（以下、「B社」という）から大型工作機械甲の新規開発・製造を打診され、B社との間で開発及び製造委託にかかる契約条件について交渉を重ねた結果、B社から甲の開発及び製造委託にかかる内示を受けた。

B社からの内示書には、代表取締役名で、「今般、甲の開発及び製造について、下記条件で貴社に発注することを内示します。諾否について本書受領後14日以内にご連絡ください」とあり、条件には、「甲の基本仕様」、「甲の対価（50億円）」、「支払条件」、「納期」、「受渡場所」、「本契約締結期限」が記載されていた。これを受けて、A社の営業課長は内示を受諾する旨、口頭で回答した。

（問題）

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。

設問（1）

A社は、内示書に基づき、開発設計に着手するとともに、世界的な情勢により入手が困難となりつつあった、甲の製造に使用する資材乙について資材購入契約を締結した。ところが、その後B社から急激な業績悪化を理由として内示を取り消す旨の連絡があった。

- ① この場合、A社は、B社に対して、甲の開発及び製造委託契約の存在を根拠として、損害賠償請求をすることができるか。内示書の性質にも触れつつ、説明しなさい。
- ② 小問①の法律構成以外に、A社のB社に対する損害賠償請求を基礎づける法律構成としてはどのようなものが考えられるか、その法律構成において請求することのできる損害の範囲にも触れつつ、説明しなさい。

設問（2）

A社の責任追及の姿勢を踏まえ、B社から、対価や納期を含めた内示書提示の条件の見直しについて懇請があり、数度にわたる再交渉の結果、両社は新たな契約条件について合意した。

A社は、甲のうち、ある部品の開発にあたって、一般社団法人C（以下、「法人C」という）に当該部品の安全性について試験研究を委託することとなったところ、A社の社外取締役Dが法人Cの理事長（代表権あり）であることが判明した。

法人Cとの契約締結にあたって、

- ① 社外取締役Dが法人Cを代表して試験研究委託契約を締結する場合、A社における当該契約締結に際しての手上的留意点について、説明しなさい。
- ② 小問①で問われた点について、法人Cの常務理事E（代表権あり）が法人Cを代表して試験研究委託契約を締結する場合であればどうなるか、説明しなさい。

設問（3）

A社による開発は順調に進み、甲の製造が開始されようとしたところ、乙の市場価格がA社と調達先との契約時から20%上昇していた。A社と調達先との契約には、予め定められたモデルによる価格調整条項が規定されており、A社は乙を当初より15%高い対価で購

入することとなった。

一方で、A社とB社との契約には価格調整条項がなかったが、A社は、「経済事情に変動があったときは、A社はB社に対して、対価の変更を求めることができる」旨の契約変更の条項があることを根拠に、B社に対して資材費高騰分を反映した対価の増額（契約対価の約3%の増額）を求めた。

- ① B社は、A社の請求どおり、対価の増額を認めなければならないか、契約内容及び法の一般原則による救済の観点から説明しなさい。
- ② A社は、B社との交渉を続ける一方で、今後、他の契約で同様の事情が生じた場合における自社の請求権をより明確かつ強力にする観点から、自社の見積書のひな型に後記の条件を盛り込み、ひな型を改訂することを検討している。

A社の法務担当者の立場から、後記の条件に修正、追加又は削除すべき点を複数挙げなさい（(1)～(3)に共通する又は(1)～(3)のそれぞれにおける修正点のいずれでもよいものとする）。

「第〇条 契約の変更

契約の締結後、契約の内容を変更する必要がある場合（以下の各号の事由を含みますが、これらに限定されるものではありません。）、価格、納期その他の契約内容は変更されるものとし、その具体的内容については両者協議のうえ決定されるものとします。

- (1) 不可抗力により設計又は製作が阻害され、又は仕様等が変更・追加された場合。
- (2) 契約締結の後に、法令の改正及び新規公布があった場合。
- (3) 契約締結の後に、著しい経済変動や素材・部品価格の変更があった場合。」

【共通問題 第2問】

X社は、一般製版印刷業等を目的とする資本金9000万円の株式会社であり、取締役会設置会社である。X社では、代表取締役社長、各部門担当取締役3名の計4名の取締役の他に、(a) 監査役が1名選任されている。また、X社は、発行する全部の株式につきその譲渡に当たり取締役会の承認を要する会社であり、事業年度は、毎年1月1日から12月31日までである。

X社は、その定款には監査役の監査範囲を限定する旨の定めはなかったが、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」所定の小会社で、かつ、(b) 公開会社でない株式会社であったことから、(c) 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款に定めているとみなされている。

Y ((d) 公認会計士及び税理士) は、昭和31年に会計事務所を開設し、現在まで所長を務めているところ、昭和42年7月から平成25年3月までの間、X社の監査役に在任していた。なお、Yが監査役を退任した後は、公認会計士資格を有しないX社代表者の親族らがX社の監査役に就任している。

Zは、平成18年5月からX社の管理部門の経理担当専門職として採用され、平成18年9月からはA銀行の法人向けインターネットバンキングサービスの管理を独占的に委ねられた。Zは、平成19年1月から平成28年12月まで前後100回にわたり、A銀行のX社名義の当座預金口座からZ名義の普通預金口座に送金し、合計2億円余りを横領し、監査の際には残高証明書を偽造しつつ、ギャンブル等に費消していたが、平成29年5月に横領行為が発覚して諭旨退職処分となった。なお、Zは、平成19年12月期の監査の際、(e) 精巧にカラーコピーで偽造された残高証明書を用いたが、平成20年12月期から平成24年12月期までの監査の際は、(f) 写しであることが明白な白黒コピーで偽造された残高証明書を用いていた。

X社の管理部門は、担当取締役、管理部長、専門職Zの3名体制であったが、日常的には、社長と担当取締役が、Zから銀行ごとに毎日提出される預金出納簿上の預金残高と帳簿上の預金残高とが一致するか確認していた。また、半期に一度(6月と12月)、社長と担当取締役は、Zから預金の残高証明書のコピーを提出させ、その預金残高と総勘定元帳の預金残高が一致するか確認していたが、預金通帳や残高証明書の原本を提出するように指示したことはなく、自らインターネットバンキングサービスを利用して預金残高を確認したことも一度もなかった。

X社の貸借対照表上の「現金及び預金」の額は、平成19年12月期以降、Zの横領行為によって、実際の額に相違が生じていた。しかし、平成19年12月期から平成28年12月期までの貸借対照表は、各期の定時株主総会で承認され、また、Yが平成19年12月期から平成24年12月期までの監査役監査を行った際に作成した監査報告書には、監査の方法及びその内容について、「取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。」と記載されているほか、監査の結果について、「計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。」と記載されていたので、(g) X社は、Yに対して、監査役としての責任に基づく損害賠償を請求することを検討している。

なお、X社は、Zの横領行為を受けて、直ちに管理部門の人員を増員し、インターネットバンキングサービスのオプションサービス等も利用して不正を防止する経理業務体制を構築した。

(問題)

上記の事例において、以下の設問に答えなさい。解答に当たっては、解答欄ごとに結論・理由の順序で解答すること。なお、本問は、現行の会社法等の法令の規定が適用されるものとして解答すること。

設問(1)

- ① 下線(a)を踏まえて、X社は会社法上の「監査役設置会社」に当たるかどうかについて、簡潔に説明しなさい。
- ② 下線(b)「公開会社」とは何か簡潔に述べ、X社がこれに当たらないことを簡潔に説明しなさい。
- ③ 下線(c)「監査役は監査の範囲を会計に関するものに限定する」とはどういうことか、簡潔に説明しなさい。

設問(2)

Yは、下線(d)のとおり、監査役在任期間中に公認会計士の資格を有していたが、このことは、Yの監査役としての責任に影響するかどうかについて、簡潔に説明しなさい。

設問(3)

- ① 監査役監査に際し、そもそもYは残高証明書の原本を確認する義務を負っていたかどうかについて、簡潔に説明しなさい。
- ② 仮にYが残高証明書の原本を確認する義務を負っていたとした場合、下線(e)と下線(f)の相違は、Yの監査役としての責任に影響するかどうかを簡潔に説明しなさい。

設問(4)

- ① 下線(g)に関連して、「X社は経営にゆとりがない中小企業であるため、経理業務を1名の従業員のみを担当させることが、X社の経営管理上の過失とは認められない」という主張の当否について、簡潔に説明しなさい。
- ② YはX社からの責任追及に対して、X社の責任との過失相殺を主張できるかどうかについて、簡潔に説明しなさい。